

## 会議結果報告書

1 会議の名称

第14回光市都市計画審議会

2 開催日時

令和2年10月2日（金） 午後3時30分から午後5時まで

3 開催場所

光市役所3階 大会議室1・2号

4 出席委員

光市都市計画審議会委員 21人中19人

5 傍聴

なし

6 公開・非公開

公開

7 会議の議事録（要旨）

（1）定足数の確認

本会の委員21人中、19人出席があり、2分の1以上の委員の出席があるため、本会議は成立

（光市都市計画審議会条例第5条第3項の規定による）

（2）会長あいさつ

皆様こんにちは。

今日はだいぶん涼しくなりましたが、マスクをしていると発言するのは辛いと思います。私、学校の教員をやっておりますから、マスクして授業をしておりますが、受ける方もしゃべる方も大変。これが新しい日常ということで、皆様方受け入れていただいて、いろんな形で活動を再開させていただきたいと思っております。

皆様方にはこのようなコロナの影響で、大変な中にありましたけれども、ご参集いただきましてありがとうございます。

前回の会議が平成31年、令和になって2年目ですけど、令和元年度の31年と元年が一緒ですから、1年9ヶ月ぶりの開催となります、何卒よろしく願いいたします。

本日は議題が5題ございます。

その5題の多くが、県が定める都市計画に伴って、光市の都市計画を見直さなければならぬものです。

県の定める都市計画に対して光市としての意見を述べるもの、光市都市計画審議会としてその議案に対して意見を述べるものと、2種類ございます。

前半の方は、もし異議などがあれば、光市の都市計画審議会として、これはよくない、これは配慮して欲しいという意見を言う場として機能しておりますので、そのようにとらえていただいて、審議をしていただけたらと思います。

議案1、2、3とありまして、3つ目まではそういう意味合いのものです。4つ目、5つ目の議案が、1つ目2つ目のマスタープランの見直しに伴って、光市の都市計画を見直す部分が出てまいります。ここについては光市の都市計画審議会で定めるところとなりますので、審議をして採択をするという形になろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

都市計画法という法律に則った会議でございますので、出てくる言葉が、法律用語もあれば、都市計画分野の専門的な言葉も出てまいります。これがわかりにくかったというところは、ご質問いただければ、事務局側でも対応できますし、私も補足できるかと思っておりますので、遠慮なく疑問点は言っていただきたいと思います。

皆様方にご審議いただいた結果が、県の都市計画に反映され、光市の都市計画に反映されるように、この場でご審議いただきたいと思います。

それでは1時間少しの間でございますけれども、皆様方よろしくお願い申し上げます。

### (3) 会議録署名人の指名

会長及び会長が指名する2人の委員として、清弘俊幸委員、森重明美委員を指名

### (4) 議事

**【議案第1号】周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について**  
(山口県決定)

**【議案第2号】周南東都市計画都市計画区域の整備、  
開発及び保全の方針の変更について (山口県決定)**

### (質疑応答)

質問① 都市防災に関する主要な都市計画の部分、特に国道188号の虹ヶ浜地区については、たびたび浸水をしているが、その排水対策についての記述はないのか。

回答① 重要な課題であると認識はしているが、県の区域マスタープランの中での記述はない。

質問② 岩田駅周辺について、建物に統一性がないように感じる。区域マスタープランには環境整備に努めるとあるが、景観の観点でどのように進めていくのか。

回答② 岩田駅周辺に関しては、県のコンパクトなまちづくりモデル事業のモデル地区の一つに位置付けられ、県と連携しながらまちづくりを進めている。光市では、景観法に基づく景観計画を定め、この中で建物の外壁及び屋根の色彩についての目安を定め、事業者や市民のご協力のもと良好な景観をつくり出していく取組みを進めている。

質問③ 過疎地域などにおける対策についての記述がより充実している方がいいと感じた。

回答③ 区域マスタープランは県がつくる広域的な観点での計画であり、個別の内容は下位の計画などで検討するべきと考えている。

質問④ 区域マスタープランにおける、光駅周辺の拠点の広さはどのくらいか。

回答④ 範囲という意味での定義はない。あくまで概念として都市構造のイメージとして光駅の周辺という位置付けがなされている。

県が定める広域的な観点での計画であり、個別の内容はそれぞれの計画で定めることとなる。

光市では現在光駅周辺の拠点整備に取り組んでおり、令和2年9月に光駅拠点整備基本計画を策定した。その前段で平成31年3月に定めた光駅周辺地区拠点整備基本構想では、光駅から半径約500メートルを範囲としている。

質問⑤ 説明資料8ページの下から2行目、下松駅にかかる文章として、「虹ヶ浜海岸との近接性などの」という表現は適切か。

回答⑤ 「虹ヶ浜海岸との近接性などの」は、虹ヶ浜海岸を例示として出しているものととらえた。

(採決)

意見なし

**【議案第3号】周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更**  
(山口県決定)

**【議案第4号】周南都市計画用途地域の変更 (光市決定)**

**【議案第5号】周南都市計画下水道の変更 (光市決定)**

(質疑応答)

質問①-1 議案集 5 ページの光井港の公有水面はいつ埋め立てられたのか。

回答①-1 県によって公有水面埋立事業が行われた箇所だが、公有水面埋立法に基づく竣工認可でいうと、昭和 49 年と昭和 63 年の 2 回に分ける形で埋立事業がなされた。

質問①-2 公有水面埋め立てを行った後、市街化区域への編入は自由に行えるのか。

回答①-2 このたびの変更は、県の港湾課の所管で行われた埋立事業地を、県や市など関係機関がそれぞれの手続きを行い、合意に至ったうえで都市計画として市街化区域へ編入されようとするものである。

質問①-3 地番がなければ建物は建てられなかった状態だと解釈しているが。

回答①-3 昭和 49 年と昭和 63 年の竣工認可後に、表題登記されており、土地の地番はある。

質問①-4 無指定であったという解釈でよいか。

回答①-4 市街化調整区域であった。

質問①-5 市街化区域に編入する公有水面埋立地について、下水道排水区域に入るのか。

回答①-5 現時点では下水道排水区域にすることは定めていない。

(採決)

意見なし (議案第 3 号)

原案のとおり可決 (議案第 4 号、議案第 5 号)